



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 45 の 2 (質疑応答)

2014年10月2日 発行

皆様こんにちは！9月24日に「Vol. 45 の 1: 質疑応答について」を配信したところ、何名かの読者様より質問を頂きました。質問事項と回答を共有致します。

【質問1】

以前、外国人も失業保険は受給できる資格が有ると聞いた事があります。しかし、離職後は自動的にワークパミットも無くなるため、法律上タイに滞在する事できず、事実上受給できないと聞きました。

定年退職後にリタイアメントビザ等でタイに残った場合は受給できるのか？また、日本やその他海外にいても受給できるのかが関心あります。

<回答 1>

外国人であっても、社会保険に加入し月々の保険料を納付している場合、失業保険を受給する資格があります。(失業日より前の15ヶ月間に6ヶ月分の保険料を納めている場合。)その場合、失業日より30日以内に、雇用斡旋事務局に求職中である旨の登録をします。外国人の場合は、その際にワークパーミット及びビザを提示し、雇用斡旋事務局で失業の証明を受けた後、当該書類を社会保険事務局に提示し、事務局の審査を受けその後の判断、指示を仰ぎます。(受給可か不可か、及びその後の手続について等。)

※ただし、失業保険の計算の基準となる賃金額の上限は15,000バーツと定められているため、仮に失業前にそれを超過する額の賃金を受給していた場合でも、受給できる失業保険は15,000バーツの50%である7,500バーツとなります。

定年退職後についてですが、定年退職した場合は高齢者年金受給の対象者となるため、失業保険を受給することはできません。受給するには、タイ国内に合法的に滞在している必要があるため、日本やその他海外にいる場合は、受給することはできません。

【質問 2】

会社を退職した後の社会保険で、「年金に関しては、4800 パーツを基数として計算する」とあります。

この年金と、会社を退職する前に計算した年金とは違うものでしょうか。

<回答 2>

異なります。通常、満 55 歳(もしくは会社との合意によりそれ以上の年齢)で定年退職した場合は、月給額(15,000 パーツを上限とする。)を基数として計算します。定年退職後に、年金をすぐに受給せず、それまでの被雇用者対象のタイプとは異なる、任意として個人加入するタイプのものに再加入した場合は、年金受給額計算の際の基数が 4,800 パーツとなります。

【質問 3】

代表取締役の加入について、会社の定款で加入が認められていないとあります。この会社とは一般の会社のことですか。2007 年以降は、日本から新社長が来た場合は、社会保険は加入できないということでしょうか？

<回答 3>

ここでの「会社」とは、すべての形態の会社を意味します。

代表取締役の社会保険加入については、2007 年の社会保険制度改定以降は、認められていません。

~~~~~  
**【翻訳・通訳者派遣・法律関連本・各種デザインのお問い合わせ】**

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199

E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>